

令和8年3月農業委員会  
定例委員会議事録

1. 開始時間 令和8年3月19日(木)

開会 午前 9時30分

閉会 午前 10時25分

2. 開催場所 鳥栖市役所3階大会議室1

3. 出席者の状況

番号	委員氏名	出欠
1	天本純子	出
2	黒田和彦	出
3	酒井恵美	出
4	佐藤幸信	出
5	篠原浩二	出
6	田代英毅	出
7	豊増義治	出
8	永渕久雄	出
9	久富正ノ介	出
10	松隈清志	出
11	松雪昭俊	出

4. 議事日程

第1 議事録署名委員の氏名

1番 天本 純子 委員      2番 黒田 和彦 委員

第2 会議書記の氏名

農業委員会事務局 王丸 貴将

### 第3 付議案件

議案第1号	農地法第3条の規定による許可申請について	5件
議案第2号	農地法第5条の規定による許可申請について	3件
議案第3号	農用地利用集積等促進計画について	152件
報告第1号	農地法第4条の規定による届出について	2件
報告第2号	農地法第5条の規定による届出について	3件
報告第3号	農地法第18条の規定による通知について	2件

### 5. 農業委員会事務局職員

庄山 裕一      舟越 健策      王丸 貴将

### 6. その他出席

傍聴者      0名

## 議長

それでは、ただいまより令和8年3月鳥栖市農業委員会定例委員会を開催いたします。

本日の出席者は11名、欠席者はございません。定足数に達しておりますので、本定例会は成立しております。

また、本日の議事録署名人には、鳥栖市農業委員会会議規則第18条第2項の規定により、議席番号1番〇〇〇〇委員と議席番号2番〇〇〇〇委員を指名いたします。

なお、本日の会議書記につきましては、事務局のほうにお願いします。

それでは、ただいまから議案審議に入ります。

初めに、議案第1号を議題といたします。

議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請について、5件、8筆でございます。

議案第1号、番号1の案件について審議いたします。

事務局の説明を求めます。

## 事務局

議案第1号、農地法第3条の規定による農地等の所有権移転について5件、8筆の申請がございました。

それでは1ページをお願いいたします。

議案第1号、番号1につきましては、農業廃止を考えていた譲渡人から、経営規模の拡大を考えていた譲受人への所有権移転でございます。

譲受人の耕作面積は、記載のとおりであり、念書において地元区長及び生産組合長からの同意も得てあります。また営農計画書も添付をされていることから、農地法第3条許可申請は、許可相当と考えられます。

以上、議案第1号、番号1の案件についての説明とさせていただきます。

## 議長

事務局の説明が終わりましたので、質疑を求めます。

はい、〇〇委員どうぞ。

## 9番委員

これ、組合長の印鑑いる？3条売買で組合長の印鑑もらわないかん？

## 議長

事務局、どうぞ。

## 事務局

〇〇町の生産組合長の同意は取っております。(発言する者あり)

あ、そういうことですね。今回市外の方の…新規就農か市外の方の場合は念書をもって  
います。すみません、質問の意図がわからず。通常市内で耕作されてある方は取っていま  
せん。（「わかった」と呼ぶ者あり）

#### 議長

ほかにございませつか。

無いようですつので、質問を終了いたします。

これより、採決に入ります。

議案第1号、番号1の案件について、許可することに賛成の皆さんの挙手を求めます。

（賛成者挙手）

はい、ありがとうございます、賛成多数と認めます。よつて、本件は原案どおり許可する  
ことに決定いたしました。

次に、議案第1号、番号2の案件について審議いたします。

事務局の説明を求めます。

#### 事務局

議案第1号、番号2の案件につきましては、経営規模の縮小を考えていた譲渡人から  
経営規模の拡大を考えていた譲受人への所有権移転でございます。

譲受人の耕作面積は、記載のとおりであり、念書において地元区長及び生産組合長からの  
同意も得てあります。また、営農計画書も添付されていることから、農地法第3条許可申請  
は、許可相当と考えられます。

以上、議案第1号、番号2の案件についての説明とさせていただきます。

#### 議長

事務局の説明が終わりましたので、質問を求めます。

よろしいですか。

無いようですつので、質問を終了いたします。

これより、採決に入ります。

議案第1号、番号2の案件について、許可することに賛成の皆さんの挙手を求めます。

（賛成者挙手）

はい、ありがとうございます。賛成多数と認めます。よつて、本件は原案どおり許可する

ことに決定いたしました。

次に、議案第1号、番号3の案件について審議いたします。

事務局の説明を求めます。

#### 事務局

議案第1号、番号3の案件につきましては、経営規模の縮小を考えていた譲渡人から、耕作者である譲受人への所有権移転でございます。

譲受人の耕作面積は記載のとおりであり、営農計画書も添付をされていることから農地法第3条許可申請は許可相当と考えられます。

以上、議案第1号、番号3の案件についての説明とさせていただきます。

#### 議長

事務局の説明が終わりましたので、質疑を求めます。

無いようですので、質疑を終了いたします。

これより、採決に入ります。

議案第1号、番号3の案件について、許可することに賛成の皆さんの挙手を求めます。

(賛成者挙手)

はい、ありがとうございます、賛成多数と認めます。よって、本件は原案どおり許可することに決定いたしました。

次に、議案第1号、番号4の案件について審議いたします。事務局の説明を求めます。

#### 事務局

議案第1号、番号4の案件につきましては、経営規模の縮小を考えていた譲渡人から、新規就農を考えていた譲受人への所有権移転でございます。

譲受人の耕作面積は記載のとおりであり、念書において地元区長及び生産組合長からの同意も得てあります。営農計画書も添付をされていることから農地法第3条許可申請は許可相当と考えられます。

以上、議案第1号、番号4の案件についての説明とさせていただきます。

#### 議長

事務局の説明が終わりましたので、質疑を求めます。

はい、〇〇委員どうぞ。

#### 7番委員

7番〇〇ですけど。

こちらも新規就農、大変歓迎するべきことですが、時々ちゅうか割と多いですよ、今年の新規就農は。

その後どうなってるんですか。ちゃんと耕作されていますし、だんだんこの人たちは増えてますか、面積が。

**議長**

事務局、お願いします。

**事務局**

就農された後の耕作状況については事務局ではチェックしていませんけども、皆様方の日々の農地パトロールの中で未利用地になっていない状況であればされてあるのかなと事務局としては考えております。

就農の増加傾向については鳥栖に来られたときに合わせて近くを耕作されようかなという話とかが多いようなので、そういったところで増えてるのかなとは考えています。

**議長**

はい、〇〇委員どうぞ。

**7番委員**

農地パトロールとかでも聞いたことがありますけど、私たちは、適正売買とか、適正に購買あっているか、見とるけんやなしてですね、農地パトロールとか、生産組合長さんに見てもらうとかはちゃんとお願ひするとか、そういうとが必要なら、ただ届け出を待ってるのかなとかじゃなして、ある程度把握しとかんといかんじゃないでしょうか。

**議長**

はい、事務局、お願いします。

**事務局**

今委員が言われた届け出を待っとるというのは。

**7番委員**

事務局としては今ただ黙認しているだけであって、何も動きがないからですよ。

農地パトロールのときにそれを見とってくださいとか、こことここにありますとか、今年は出ていますとか、そういうとがあってこそ見届けというとであって、なんもせんならほったらかしになってるじゃないですか。

**議長**

はい、事務局、お願いします。

**事務局**

そこにつきましては、今回の議案のように、今回この土地について、新規就農で耕作

が、買い手の方がいらっしゃるっていうことの情報も議案としてこの後許可という風にこちらが叶いましたら、そういったところでも情報は委員の皆様、推進委員の方についても、議案を同様にお送りしてしますので、そこについては共有できてるものと考えております。

#### 7番委員

私はこれにいろいろ言いようとやないんですよ。そういうことは今もずっと続いとるし、その後どうなっているかをちょっと尋ねただけです。今のままではほったらかしになると思って言いました。

#### 事務局

特に今新規就農されたからといって問題になってるようなところはうちの方でも把握はしておりませんし、報告も受けておりませんので、特にそういったところで皆さんに共有するところはないのかなとは考えております。

#### 議長

はい、どうぞ。

#### 11番委員

11番の〇〇です。

それなりに営農計画書とかいろいろ何をされるかとかという計画は添付して出してありますから、それに基づいてやっていただければいいんじゃないかならうかと思いますが、〇〇さんが言うのはやっぱり放棄地にならんようなこととか、そういうことだろうと思いますんで、やっぱ計画に基づいてやっていただくと。

それで、地区の方でパトロールするときに、あそこは新規が入るとるばってん、トマトばしよなっちゃろうか、イチゴばしよなっちゃろうか、そういうとを確実に見ていく、私はそう思います。

#### 7番委員

私も、芽をつむとかなんとかじゃなくて、この人たちが続けてもらいたいし、この人が続けられんやったらなんで続けられんやった、とかの心配ぐらいするのが農業委員じゃないでしょうか。

#### 議長

情報が上がってくれば、そういった動きをかけれると思います。

案件がたくさん今から出てくると思いますんで（発言する者あり）

はい、〇〇委員どうぞ。

#### 6番委員

6番〇〇です。

今の〇〇委員のお話しするのは最もなことかなと思っておりまして。

この3条申請のところだと番地とか書いていただいて、基本的に新規就農は歓迎すべきことではあるので、皆さん許可相当というご意見、比較的出されているのかなと思っているんですが、ちょっとどこの場所なのかとか、ちょっと時間が経っちゃうとわかんなくなっちゃったりもするので、例えば、その新規の方についてはリスト化しておいていただいたりとか、5条申請の時につけられてるような地図とか、そういったものをまとめていただいて、担当委員が状況を確認しやすいような形を作っていただければなど。

今後のお話として、1年後とかに状況を確認しに行くとかですね、そういうようなことをしておくとか決めておけば、〇〇委員が心配されてるようなことも防ぐことができるようになってくるんじゃないかなと思うので、そういった体制を、確認の体制とかですね、そういったのを整えていく必要があるんじゃないかなと思います。

以上です。

#### 7番委員

はい、賛成です。ぜひお願いします。

今委員が言われたように、新規就農はもっと大事にするべきだと私も思います。

#### 議長

事務局お願いします。

#### 事務局

そこにつきましては、今後検討させていただいて。前向きに考えさせていただきたいと思っています。

#### 議長

ほかにありませんか。

それではこれで、質疑を終了いたします。

これより、採決に入ります。

議案第1号、番号4の案件について、許可することに賛成の皆さんの挙手を求めます。

(賛成者挙手)

はい、ありがとうございます、賛成多数と認めます。よって、本件は原案どおり許可することに決定いたしました。

次に、議案第1号、番号5の案件について審議いたします。事務局の説明を求めます。

#### 事務局

議案第1号、番号5の案件につきましては、農業廃止を考えていた譲渡人から、耕作者である譲受人への所有権移転でございます。

譲受人の耕作面積は記載のとおりであり、農地法第3条許可申請は許可相当と考えられます。

以上、議案第1号、番号5の案件についての説明とさせていただきます。

#### 議長

事務局の説明が終わりましたので、質疑を求めます。

無いようですので、質疑を終了いたします。

これより、採決に入ります。

議案第1号、番号5の案件について、許可することに賛成の皆さんの挙手を求めます。

(賛成者挙手)

はい、ありがとうございます、賛成多数と認めます。よって、本件は原案どおり許可することに決定いたしました。

次に、議案第2号を議題といたします。

議案第2号、農地法第5条の規定による転用許可申請について3件、3筆でございます。

議案第2号、番号1の案件について審議いたします。

事務局の説明を求めます。

#### 事務局

議案第2号、農地法第5条の規定による転用許可申請について所有権移転に係るものについて1件、1筆、賃貸借権設定に係るものについて2件、2筆の申請がございました。

まず、差し替え分として、お手元に配っていると思いますが、議案第2号、農地法第5条の規定による所有権移転に係る転用許可申請についてというこのページをご覧ください。

この案件につきましては、施設の概要の数に訂正がございますので、先ほど申しました通り、本日お配りの、差し替え分、議案第2号、農地法第5条の規定による所有権移転に係る転用許可申請についてと書かれた紙をご覧ください。

それでは、2ページをお願いいたします。

議案第2号、番号1の申請の詳細につきましては、本日お配りしている別冊資料3の農地転用許可申請審査調書追加分の1ページから3ページをご参照願います。

それでは、別冊資料3の1ページをお願いいたします。

この案件につきましては、申請者は親の介護のため、勤務地である鳥栖市で住宅用地を探していたこと、申請地の周辺に居住する申請者の息子が介護の手伝いを申し出たことから、所有する農地で農業を営みながら生活できる申請地で農家住宅を建設するため転用申請されたものです。

土地の利用及び施設の概要は記載のとおりで、参考事項の排水計画の雨水は、東側水路に放流する計画となっております。

また、資金計画につきましては、通帳の写しが添付をされております。

2 ページに位置図、3 ページに土地利用計画図を掲載しておりますので、御参照願います。

農地区分につきましては、概ね10ヘクタール以上の規模の一団の農地の区域内にある農地に該当することから第1種農地と判断をしております。

許可の基準といたしましては、第1種農地は原則不許可でございますが、例外許可基準として、住宅、その他申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活上又は業務上必要な施設で集落に接続して設置されるものに該当いたします。

なお、この案件につきましては、先月、隣接する北側の農地所有者から転用についての同意が取れておらず、北側農地に対して営農に支障を及ぼさないことを客観的に示す書類の提出が無かったことから継続審議となったものでございます。

その後、申請者より住宅の計画を2階建てから平屋建てに変更する申し出があり、本定例委員会の議案を皆様宛に発送した後に申請書類の補正がなされ、併せて北側農地所有者からの同意書提出もあっております。

以上により、先月の定例委員会で懸念されておりました北側農地に対する営農への支障は解消されたものと考えられることから、農地転用は許可し得ると判断をしております。

以上、議案第2号、番号1の案件についての説明とさせていただきます。

## 議長

事務局の説明が終わりましたので、質疑を求めます。

地元委員さん、いいですか。

〇〇委員、お願いします。

## 1番委員

1番委員の〇〇でございます。担当委員として一言申し上げます。

2月13日に、会長と私、〇〇委員、〇〇推進委員、事務局で現地を確認いたしました。

今回の申請地は〇〇町に所在する農地です。

申請者は、親の介護のため、近隣である都市で住宅用地を探していたところ、住宅地の周辺に居住する申請者の息子さんが介護の手伝いを申し出たことから、共有農地で、隣接して

おりますので、その息子さんと。農業を営みながら生活できる申請地で農家住宅を建設するため転用申請されたものです。

現地確認の際、排水についての説明も受けましたが、今回の農地転用申請について特に問題等はないと思われまます。

以上、担当委員からの意見といたします。

#### 議長

ただいま〇〇委員から御意見頂きましたが、ほかにございませんか。

#### 議長

無いようですので、質疑を終了いたします。

これより、採決に入ります。

議案第2号、番号1の案件について、許可することに賛成の皆さんの挙手を求めます。

(賛成者挙手)

賛成多数と認めます。よって、本件は原案どおり許可することに決定いたしました。

次に、番号2、3の案件については関連することから一括して審議いたします。

事務局の説明を求めます。

#### 事務局

それでは、3ページをお願いします。

議案第2号、番号2、3の申請の詳細につきましては、別冊資料1の農地転用 許可申請 審査調書の1ページから3ページをご参照願います。それでは、別冊資料1の1ページをお願いします。

この案件につきましては、申請者が、申請地に隣接する〇〇町の土地に物流センターを開業するにあたり、従業員及び利用の駐車場が不足することから、駐車場として利用するため転用申請されたものです。

土地の利用及び施設の概要は記載のとおりで、参考事項の排水計画の雨水排水は、溜枡を経由し北側側溝に放流される計画となっております。

また、資金計画については、預り金残高証明書が添付をされております。

2ページに位置図、3ページに土地利用計画図を掲載しておりますので、ご参照願います。

農地区分につきましては、中山間地域等に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地に該当することから第2種農地と判断をしております。

許可の基準といたしまして、第2種農地は第3種農地に立地困難な場合許可できることか

ら、農地転用は許可し得ると判断しております。

以上、議案第2号、番号2、3の案件についての説明とさせていただきます。

#### 議長

事務局の説明が終わりましたので、質疑を求めます。

地元の委員さん、〇〇委員、どうぞ。

#### 3番委員

3番の〇〇です。担当委員として一言申し上げます。

3月16日に、会長と私と〇〇委員、〇〇推進委員、事務局で現地を確認しました。

今回の申請地は、〇〇町に所在する農地です。

申請者は、申請地に隣接する〇〇町の土地に物流センターを開業するにあたり、従業員及び利用の駐車場が不足することから、駐車場として利用するために転用申請されたものです。

現地確認の際に排水についての説明も受けましたが、今回の農地転用申請について、特に問題等はないと思われまます。

以上、担当委員からの意見となります。

#### 議長

ただ今、〇〇委員から、ご意見をいただきましたが、他にございませんか。

#### 議長

無いようですので、質疑を終了いたします。

これより、採決に入ります。

議案第2号、番号2、3の案件について、許可することに賛成の皆さんの挙手を求めます。

(賛成者挙手)

はい、ありがとうございます。

賛成多数と認めます。よって、本件は原案どおり許可することに決定いたしました。

次に、議案第3号を議題といたします。

農用地利用集積等促進計画について、152件、372筆でございます。

議案第3号、番号1から番号152につきましては、一括して審議いたします。

事務局の説明を求めます。

#### 事務局

それでは4ページから44ページをお願いいたします。

議案第3号、農用地利用集積等促進計画につきましては、152件、372筆の申し出がござい

ました。

農用地利用集積等促進計画については、農地中間管理機構が定めることとなっておりますが、農地中間管理事業の推進に関する法律第 18 条第 3 項の規定に基づき、市農業委員会より意見の聴取を行うものとする事から、今計画について御意見を伺うものでございます。

内訳につきましては、44 ページの農地利用集積等促進計画集計表をもとに、一括して御説明をいたします。

44 ページをお願いいたします。

1 の利用権設定の中の(1)地目別設定面積につきまして、地目「田」「畑」の設定面積は、記載のとおりでございまして、合計が 63 万 9,947.39 平方メートルとなっております。

次に、(2)の作物別設定面積について作物名「水稻」「麦」「その他」の設定面積と件数につきましては、記載のとおりでございまして、合計で賃借権が 212 件、28 万 4,954.39 平方メートル、使用賃借権が 160 件、35 万 4,993 平方メートルとなっており、総合計が 372 件、63 万 9,947.39 平方メートルとなっております。

次に、3 の申請者の状況につきましては、貸人が 152 名、借人が 38 名、申請枚数は 152 枚となっております。

以上の案件につきましては、農地中間管理事業の推進に関する法律第 18 条第 5 項の各要件を満たしていると考えております。

以上、議案第 3 号の案件についての説明とさせていただきます。

## 議長

事務局の説明が終わりましたので、質疑を求めます。

何かございませんか。

無いようですので、質疑を終了いたします。

これより採決に入ります。

なお、本件は、鳥栖市農業委員会会議規則第 17 条による簡易採決を行います。

議案第 3 号、番号 1 から番号 152 の計画について、御異議はありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

はい、御異議なしと認め、そのように決めます。

次に、報告第 1 号から報告第 3 号について、事務局から説明をお願いします。

## 事務局

それでは 45 ページをお願いいたします。

報告第1号、農地法第4条の規定による農地等の転用に係る届出につきまして、2件、2筆が提出され、市街化区域の農地であり、適法であると判断したため、受理したことを御報告いたします。

次に、46ページをお願いいたします。

報告第2号、農地法第5条の規定による農地等の転用に係る届出につきまして、3件、6筆が提出され、市街化区域の農地であり、適法であると判断したため、受理したことを御報告いたします。

次に、47ページをお願いいたします。

報告第3号、農地法第18条の規定による合意解約通知につきまして、2件、2筆の合意解約した旨の通知がございました。この案件につきまして、引渡し6か月以内の合意解約であり、解約事由が書面により明らかであったので、受理したことを御報告いたします。

以上、報告第1号から報告第3号の説明とさせていただきます。

#### 議長

ただいま、事務局から報告をいたしましたので、各委員のお目通しをお願いします。

そのほかの事項で、委員の皆さんから何かございませんか。

〇〇委員、どうぞ。

#### 7番委員

7番〇〇です。以前から鳥栖市の農地転用の申請書を見せてくださいって言ってましたけど、鳥栖には無い、県の方にあるとこの間聞いたんで、そしたら委員の方から、それほど見たいなら県に行ったらいいと言われてたんで、行ってきました。

以前から言っているように、農業委員会でみんなこれを見ていないんですよね、農地転用の申請書類ちゅうとを。

それで、開示請求したらやっぱりおかしいち思いました。

その申請書についてですね。申請書、日付はみんな令和4年1月4日なんですよ。

仕事始めの日に、市役所でしとるかわからんけど。

ボールペンで書いたのもありますが、ほとんどスタンプなんです。申請書が。

地権者、鳥栖市の申請書ですね。それで、鳥栖市が作ったと言えば作ったんでしょうけど、その時、地権者の署名捺印もあるけんが、その日に共に来ることはないけん、以前もらったのをまた使ったんじゃないかと私は思いますね。

スタンプでいいんですか。その申請書は。

事務局お願いします。申請書等はスタンプでいいんですか。

#### 事務局

なんの申請書なんですか。

**7番委員**

自筆で書くんじゃないんですか。

**事務局**

名前ですか。

**7番委員**

日付。名前は黒塗りで分らんけども。

**事務局**

日付は別に。日付は別にどちらでも。

**7番委員**

全部一律でやってる鳥栖市は。百何十人。

**事務局**

手書きでするときもありますし、もう元々打ち込んでこられる方も。

**7番委員**

市がスタンプ押してやったんですかね。

**事務局**

そこはちょっとわかりませんが、見てみないとわかりませんが、うちで押したのかどうかはちょっと。

**7番委員**

そうすると、他の委任状と印鑑証明は要りますよね。委任状の日付は1月4日のスタンプなんです。

**事務局**

委任状で、うちが押すことはないと思います。

**7番委員**

そうやって、書いた人の日付でしょうもん。委任した、あなたに委任しますちゅうて。もう書かんでやるんですか。

日付はあなたのいいようにしてくださいちゅうて。

**事務局**

当事者が申請をされた時に自分で日付を書かれますんで。

うちが書き込むことはないですね。

**7番委員**

1月4日にほとんどの人が書いてるんですよ。

1月4日は仕事始めですよ。そうすると、印鑑証明はほとんど平成28年の2月なんです。28年。事務局はそれでいいんですか。28年。

令和4年にあった申請ですよ。3ヶ月以内じゃないですか。

#### 事務局

いや、それは一般的なものであって、官公署ではその規定はございません。（「二重基準ですね」と呼ぶ者あり）二重基準ではございませんが、官公署ではその規定はございません。

（「どうしてですか」と呼ぶ者あり）

そういう風になってるんです。（「3ヶ月以内…」と呼ぶ者あり）それは一般的な民間、民事でのやり取りであって、公文書の中では期限というのは定められておりませんので、活用することができます。

#### 7番委員

いや、なんで会長の〇〇さんは議会で3か月以内、添付書類等は、申請書は3か月以内にと言ってるんですか。

それ議事録にも載ってるはずですよ。〇〇党の議員さんが言っとるもん。そげんしてみんなに…

#### 事務局

すいません。ちょっとその辺は、今言われてもすぐにはお答えできませんけども。

#### 7番委員

どうせまた質問書で送りますけど、あちこちにも聞いてもらおうと思うんだけど。

その申請書と委任状、印鑑証明を、地権者が出すんですよね、要りますよね。

#### 事務局

すいません、ちょっと、整理をさせてもらってよろしいですか。

まず、申請書って何の申請書なんでしょう。

#### 7番委員

農地転用の申請書。

#### 議長

どの案件とか色々あると思うので。

#### 7番委員

農地転用。〇〇町の一括転用になったでしょうが。

鳥栖市農業委員会は否決したけど、県に送って。

それはもう、みんなが見て馴れ合い、どげん言うたって県知事が引っ張ってきた仕事やんけんが。

その時の議案です。申請書が 214 あったんですよね。

だけど、委任状は 67 しかない、印鑑証明は 124。

なんでこげんバラバラですかね。

それも疑問ですよ。そのときに県にも同意書とかなんとか一緒に付けてくれと言うけれど、

#### 事務局

ちょっと一旦休憩を…（「いや議事録残してください」と呼ぶ者あり）

ちょっとこれは議事と関係ございませんので、ちょっと一旦切ります。

#### 議長

それではここで休憩を取らせていただきます。

（休憩）

それでは、再開いたします。

先ほど〇〇委員が質問されたことについては別途質問状ということで、市のほうに上げられるということでお願いします。（発言する者あり）

他に皆様の方で何かございますか。

事務局から何かありませんか。

お願いします。

#### 事務局

そうしましたら、議案と一緒に同封させていただいております、資料 2 につきまして御説明を差し上げたいと思いますので資料の準備をよろしくお願いいたします。

最適化活動の目標につきましては、令和 4 年 2 月 2 日付の農林水産省経営局長通知によりまして、農業委員会は、毎年度、3 月末までに翌年度の最適化活動の目標を設定し、4 月末までに公表するとともに、都道府県知事に報告するもの、となっております。この通知に基づきまして、別紙様式 1、令和 8 年度最適化活動の目標の設定等を作成しております。

こちらにつきましては、今年度末、3 月末の数値が必要となる項目がございますため、現時点では確定できない項目がございます。そちらにつきましては、網掛けとしている部分でございますので、4 月以降に修正することとなりますので、御了承をお願いいたします。

1 ページを御覧ください。

I の農業委員会の状況（令和 8 年 4 月 1 日現在）でございます。

まず、1 農業委員会の現在の体制ですが、現在の農業委員等の任期は令和 8 年 7 月 19 日までとなっております。

次に、2 農家・農地等の概要ですが、農林業センサス 2020 に基づきまして、総農家数、農業経営体数、基幹的農業従事者数等を記載しております。また、耕地面積につきましては、農林水産省統計に基づき 1,240ha と記載しております。

2 ページを御覧ください。Ⅱ最適化活動の目標でございます。

まず、目標につきましては、県が定めております農地の集積の目標年度の令和 13 年度までに、集積率 80%としているものを設定しております。今年度の新規集積面積目標を 1 ha とし、令和 13 年度までに、集積率 80%を目指すこととしております。

次に、(2) 遊休農地の解消 ①現状及び課題ですが、緑区分の遊休農地 4.0ha、黄区分の遊休農地 5.6ha のあわせて 9.6ha となっております。

②目標 ア既存遊休農地の解消ですが、ここは令和 3 年度の遊休農地の面積をもとに設定するため、昨年同様、緑区分の遊休農地 6 ha の 5 分の 1 の面積を解消目標面積とすることから 1.2 ha と設定しております。

イ 新規発生遊休農地の解消ですが、前年度に新規発生した緑区分の遊休農地の解消目標面積は、その年のうちに解消することとなっていることから新規発生した面積 1.0ha すべてを目標面積としております。

3 ページを御覧ください。

2 最適化活動の活動目標 (1) 推進委員等が最適化活動を行う日数目標は、昨年度と同様一月あたり 8 日で設定しております。

(2) 活動強化月間の設定目標は 3 月以上設定することとなっており、8 月に遊休農地の解消に努め活動すること、1 月に地域計画の話し合いなどに参加し農地の集積に取り組むこと、2 月に農地の貸し借りの相談を受け農地の集積に取り組むこととしております。

(3) 新規参入相談会への参加目標ですが、新規参入相談会への参加回数を 2 回としており、市などで行われるワンストップ支援窓口へ推進委員等が参加することを目標としております。

以上、令和 8 年度最適化活動の目標の設定等についての説明とさせていただきます。

## 議長

ただ今の事務局の説明に関し、ご質問等はございますか。

〇〇委員、どうぞ。

## 7 番委員

3 ページの 2 最適化活動、これ推進委員だけですかね。活動を行う日数 8 日ばってん。

## 事務局

これは推進等なんで、当然農業委員さんも含まれてまして、10 日っていう基準もあります

けど、まず最低は8日はしましょうねってことでさせていただいて。

#### 7番委員

8日と思ったら、10日と言われたことあるけんが。

#### 事務局

国の方は10日という話もあるんですけど、10日と8日とそれ以下みたいな感じで考えていて、まずは8日を目指すということで。8日が最低基準でお願いしたいということです。

(「あと何か月かばってん…」と呼ぶ者あり)

よろしくをお願いします。

#### 議長

ほかにございませんか。

無いようですので、それでは、農業委員会は最適化活動の目標を3月末までに設定するとなっておりますので、未確定の数値以外については資料2のとおりで目標を設定いたします。

事務局から他に何かございませんか。

#### 事務局

そうしましたら、資料4の方で用意をさせていただいております。

まず、2月3日から3月2日までの間に次期鳥栖市農業委員会委員候補者の募集を行いました。その結果、委員定数が11名に対しまして12名の推薦がっております。

このように定数を超えた推薦があった場合は、市長は農業委員候補者評価委員会の開催を要求しまして、候補者の評価を行うこととなっております。

なお、評価委員は、農業委員会会長及び会場代理を含んだ6名から構成されております。

今回、現会長が次期候補者として推薦されておりますが、委員の選任規則により、現会長及び会長代理が候補者である場合は、それ以外の方の中から農業委員会が指名するものをもって委員に充てるとされておりますので、ここにいらっしゃる皆様に評価委員の指名をお願いしたいと思っております。

なお、現時点で次期候補者としてお名前のある〇〇委員、〇〇委員、〇〇委員及び会長代理として既に評価委員となっておられます〇〇委員におかれましては、今回の指名の対象となりませんので、ご了承のほどお願いいたします。

事務局、説明以上です。

#### 議長

今回は候補者で私が含まれていることから、私の代わりに委員として評価委員会に出席する方を示すにあたり、自薦、他薦、何かご意見等はございますか。

よろしいですか。事務局の方から何か提案ございますか。

はい、事務局お願いします。

#### 事務局

事務局の方ではですね、〇〇地区の認定農業者である〇〇〇〇委員を指名いただくのはどうかなと考えておりますけれども、ご提案いたします。

#### 議長

ただ今の、事務局より、〇〇〇〇委員を農業委員会委員候補者評価委員会の委員として指名する御提案がありましたが、いかがでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

それでは、〇〇〇〇委員を農業委員会委員候補者評価委員会の委員として指名することに決定いたします。

よろしくお願いします。

ほかに何か無いですかね。

それでは、次回の鳥栖市農業委員会定例委員会は、令和8年4月20日月曜日、午前9時30分より3階第3委員会室で開催の予定をしております。

以上で、本日の鳥栖市農業委員会定例委員会を終了いたします。

農業委員会会議規則第18条第2項の規定により署名する。

会 長 \_\_\_\_\_

委 員 \_\_\_\_\_

委 員 \_\_\_\_\_

